

国民健康・栄養調査について

健康局総務課生活習慣病対策室

○ 本調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施するものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るために毎年実施している。

○ 無作為抽出した300単位区（約6,000人世帯、約18,000人）を調査客体として、下記の3種類の調査から成り立っており、被調査者を保健所職員等が直接訪問並びに会場に集め、身長や体重、血液検査等の実測を行うものである。

- ① 身長、体重、血圧、問診、血液検査、歩数等を実測（身体状況調査）
- ② 調査日の食事内容の全てを計量して把握（栄養摂取状況調査）
- ③ 食生活、運動、睡眠、喫煙、飲酒等の生活習慣の把握（生活習慣調査）

○ 調査結果については、厚生労働省が推進する国民健康づくり運動「健康日本 21」の目標等の策定に使用され、それ以降、毎年、目標値のモニタリングとしての評価に利用されている。

また、「食育推進基本計画」の目標値のモニタリングや日本人の摂取量の基準となる「日本人の食事摂取基準」の策定、不測時の食料の確保等の根拠として用いられている。さらに、国際的には、世界保健機構（WHO）や経済協力開発機構（OECD）等における健康や生活習慣（肥満率、喫煙率等）の国際比較に用いられている。

（参考）

健康増進法（抄）

第三章 国民健康・栄養調査等

（国民健康・栄養調査の実施）

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

（調査世帯）

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

